

第2章 地方議会選挙と女性政策

——選挙公報を用いた試論的分析——

坂本 治也

目次

1. 本稿の目的と課題
2. 問題状況と先行研究のレビュー
3. 本稿の分析課題と分析手法
4. 分析結果
5. 結論と今後の課題

1. 本稿の目的と課題

本稿は、地方議会選挙における立候補者を分析単位とし、有権者に配布される選挙公報のデータを用いた定量的分析を行うことによって、「どのような政治家が女性政策を推進するのか」というリサーチ・クエスチョンに実証的見地からの解答を与えることを目的とする。

周知のとおり、諸外国と比べて、日本は伝統的に男性優位社会であり、女性の社会進出が遅れている。「男尊女卑」などの家父長制的な伝統的価値観、「男性稼ぎ手モデル」、家族主義的な福祉レジームの下、家事・育児・介護などのケア労働が女性中心で行われることにより、女性が教育や就労の面で大きな不利を受け、結果的に女性が議員、官僚、法曹、研究者、企業役員・管理職などの「指導的地位」に就くことは男性と比べて困難であるとされる。

もっとも、長年にわたる女性運動の努力の成果や男女雇用機会均等法(1985年)や男女共同参画社会基本法(1999年)の制定などに代表される政府による積極的な

法制度の整備により、日本でも緩やかな動きながらも女性のエンパワーメントが徐々に進展しつつあるのも事実である。しかしながら、結婚や出産を機に退職を余儀なくされる女性が現在でも多いことや、国際的に見て女性議員の割合が少ないことなど、男女共同参画社会の実現に向けて、依然として残された課題は多い。

残された課題を解消し、男女共同参画社会の実現に向けてさらに歩みを進めていくために、女性の利益・権利擁護や地位向上をねらいとする女性政策がより一層推進されていく必要があることは論をまたない。

では、どのような要因が女性政策の推進に影響するのであろうか。この問いに対して、日本を分析対象とした先行研究では、主として、(1)特定の法案等の政策過程のケーススタディによるアクター分析ないしアイデア・言説分析、(2)女性議員の政策選好・政策表明の分析、という2通りの研究パターンで答えようとしてきた。これらの先行研究は豊かな知見をもたらしてきたが、後段に詳しく見るように、知見の一般化の欠如、「行動」分析の不足、体系的検証の不足、地方政治レベルの検証の不足、などといった点で残された課題が多いことも事実である。

このような先行研究における欠落を埋めるために、本稿では「どのような政治家が女性政策を推進するのか」を主たるリサーチ・クエスションとして掲げ、地方議会選挙での立候補者を分析単位とし、選挙公報のデータを用いた定量的分析を行うことによって、女性政策の推進要因をマイクロレベルで解明することを目的としたい。

2. 問題状況と先行研究のレビュー

2.1. 背景となる問題状況

周知のように、今日の日本において、男女共同参画社会の実現が重要な政策目標となっている。1999年に制定された男女共同参画社会基本法第2条に定義されているように、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政

治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」が目指すべき男女共同参画社会である。

2017年現在の安倍内閣においても、「一億総活躍社会」のスローガンの下、少子高齢化や人口減少にともなう労働力低下をカバーするための「女性の力」活用、ないし「女性活躍による日本経済の成長・再活性化」といった経済政策的な狙いに力点を置きつつも、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取り組みが推進されている。たとえば、2016年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、いわゆる「女性活躍推進法」では、国、自治体、従業員301人以上の企業などの事業主に、女性管理職比率の数値目標などを含む女性の活躍に向けた行動計画の策定・公表が義務づけられた¹⁾。女性をエンパワーメントするための諸政策が徐々に進展しつつあるのは明らかであろう。

いうまでもなく、そのような政策が推進される背景には、日本社会において女性が教育、労働、家事・育児負担、介護、自己実現などの局面において、男性に比べて一定の不利を受ける実態が今なお存在していることが挙げられる。

たとえば、多くの先行研究が指摘しているように、日本では女性議員の比率が世界的に見てもかなり低いことが知られている。図1に示されるように、女性議員の比率は、国政レベルにおいても、地方レベルにおいても、年々上昇してきているものの、「男女同権」という観点からすれば、依然として低水準である。国際比較の観点でいえば、衆議院の女性議員比率9.5% (2014年総選挙時)は、下院の女性議員比率としては世界191カ国中156位であり、先進国の中で見ても、アジア諸国の中で見ても、最低ランクに位置づけられる(三浦編2016: 4)。

女性が社会進出の面で不利な状況にあるのは、もちろん政治の世界だけに限られない。図2に示されるように、行政、司法、企業、農林水産業、教育・研究、メディア、地域、医療などの各分野においても、「指導的地位」に就く女性の比率は、薬剤師を除くと、軒並み低い。

国際的に見ても、世界経済フォーラム(World Economic Forum)が発表する、

1) 読売新聞2017年4月12日付朝刊。



図1 女性議員の割合の推移

出所：内閣府男女共同参画局「平成29年版男女共同参画白書」のデータより筆者作成。

経済・教育・政治・保健の4つの分野における各国の男女格差度合いを測るジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index: GGI、0が完全不平等、1が完全平等の値)において、日本は144カ国中111位(2016年)であり、社会全般にわたって、男女格差が大きい国として位置づけられる²⁾。

以上のように、日本において女性の社会進出が全般的に低調であるのはなぜか。さまざまな要因が複合的に影響しているため一概にはいえないが、たとえば、(1)「女性は男性より劣っている」というような女性に対する伝統的な差別意識や偏見の残存、(2)「男性は仕事に専念し、女性は家庭を守る」というような固定化された性別役割分業意識の存在、(3)上述のジェンダー意識に影響されて発生する、教育、就労、昇進の機会が女性に受ける不利益・不公平な扱いの存在、(4)「男性稼ぎ手モデル」が今なお優勢であることから、家事、育児、介護などのケア労働

2) 内閣府男女共同参画局総務課ウェブサイト(http://www.gender.go.jp/public/kyodosanka/ku/2016/201701/201701_04.html) アクセス日2017年8月25日。

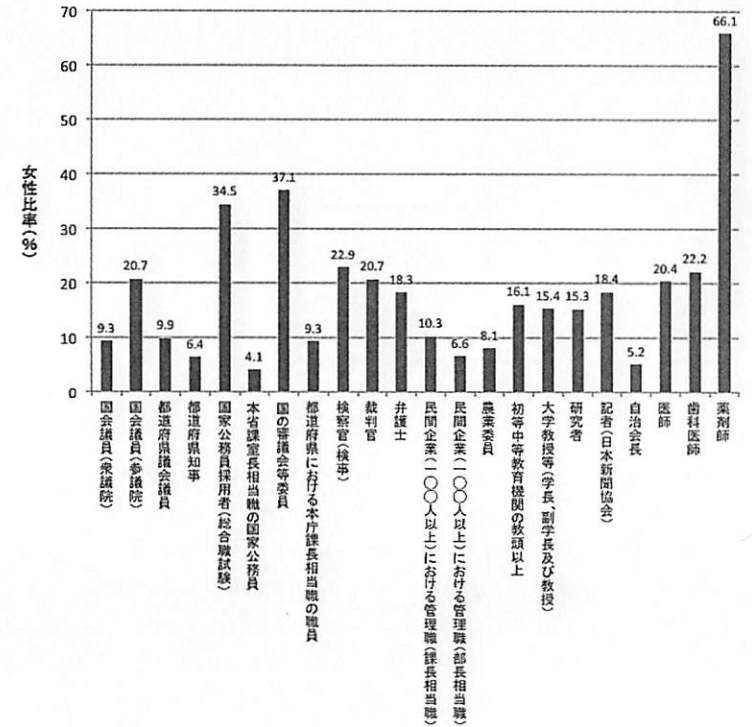


図2 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合

出所：内閣府男女共同参画局「平成29年版男女共同参画白書」のデータより筆者作成。

が女性に押し付けられがちであること、(5)家族主義的な福祉レジームの下、ケア労働と就労を両立させることを可能とするための産休・育休・休職制度、柔軟な勤務体系、あるいは保育所や介護施設などのケア施設などが十分整備されていないこと、(6)女性にとって比較的働きやすい環境が確保されやすい公務員職の数が他国に比べてかなり少ないこと、(7)過重な労働環境やケア労働の負担から、結婚や出産を機に、キャリア中断や退職を余儀なくされる女性が多いこと、などの要因をさしあたり指摘することができよう(御巫1999;辻2012;筒井2015)。

このような複合的な要因が絡み合いつつ、男女共同参画社会の実現を阻む、強

固なジェンダー構造が現在も日本社会には存在している。それゆえに、さまざまな社会の局面における男女格差の解消は、自然に達成されるものとは到底いえず、政策的な対応のより一層の進展が求められている。

近年政治学においても、女性研究者を中心に、女性議員を増やすための方策、とりわけ選挙時におけるジェンダー・クォータ制の導入についての議論が盛んに行われている(三浦・衛藤編2014;三浦編2016)。これらの動きも、まさに「放置しては解消されない」構造的問題への政策的対応の希求の現れと解釈することができよう。

2.2. 女性政策とは何か

男女共同参画社会の実現を目的として、女性を取り巻く生活・労働環境の改善、ないし女性の地位や福祉の向上をねらいとする一群の政策を、本稿では「女性政策」と定義する。

先行研究においては、女性に関係する政策のすべてを「女性政策」と定義する立場も存在している(横山2002;李2005)。しかし、その場合には、介護、性犯罪、売買春、乳がん、母子保健、リプロダクティブ・ライツなどの諸問題に対する政策的対応など、対象となる政策分野はきわめて多岐にわたることとなる。よって、分析射程が際限なく広がってしまい、議論が拡散してしまう恐れがある。そこで本稿では、より限定的に「男女共同参画社会の実現」を目的とする政策に限定して、「女性政策」をとらえていくことにしたい³⁾。

2.3. 女性政策の推進要因

2.3.1 日本を分析対象とした先行研究とその問題点

女性政策を推進させる要因にはどのようなものがあるのだろうか。この問いに対して、日本を分析対象とした先行研究では、主として、(1)特定の法案等の政策

3)女性政策を全般的に概観するうえで、歴史的展開を踏まえて整理したものとして、横山(2002)、進藤(2004)、堀江(2005)、神崎(2009)、坂東(2009)を参照。

過程のケーススタディによるアクター分析ないしアイデア・言説分析、(2)女性議員の政策選好・政策表明の分析、という2通りの研究パターンで答えようとしてきた。

(1)特定の法案等の政策過程のケーススタディによるアクター分析

派遣・パートタイム労働政策、男女雇用機会均等法、育児休業法などをめぐる政策過程を分析した堀江(2005)、男女雇用機会均等法と男女共同参画社会基本法の政策過程を扱った李(2005)、第一次・第二次安倍内閣下での再チャレンジ支援政策と女性活躍推進政策の政策過程を分析した辻(2015)などを挙げるができる。

これらのケーススタディにおいては、政策過程の丁寧な記述を行うことにより、「政策過程において影響力を行使したアクターは誰だったのか」の特定化が行われる。その結果、女性議員を中心とした特定の政治家、かつての婦人問題企画推進本部や男女共同参画推進本部のようなナショナル・マシーナリー(national machinery)およびフェモクラット(femocrat)⁴⁾、経営者団体、労働組合、女性運動団体などの利益団体⁵⁾といった諸アクターの行動とその影響力が女性政策推進に多大な影響を与えたことが明らかにされている。また、政治アクターの行動変化を促す文脈要因としての外圧や「政党間ないし政党内競争の激化」の重要性も指摘されている。

さらに、ケーススタディでは、女性政策をめぐるアイデアや言説の重要性が指摘されることも多い。ここでは、アイデアや言説がどのように歴史的に変遷していったか、そしてアイデアや言説が政策過程にどのように作用していったかの分析も行われている。

(2)女性議員の政策選好・政策表明の分析

1996年、2000年、2003年、2005年の4回の衆議院選挙における小選挙区候補者

4)ナショナル・マシーナリーとフェモクラットについては、牧原(2005)や岩本(2007)を参照。

5)米国における利益団体のアドボカシーの影響力を扱ったものとして、ゲルプ(2005)を参照。

の選挙公報を用いて、女性候補者の政策表明の傾向の変化を分析した辻(2010)、議員サーベイによって男性議員と女性議員の政策選好の違いを明らかにした大山(2016)および竹安(2016)、選挙キャンペーンにおけるジェンダー・アピールの比較事例分析を行った辻(2006-2007)などを挙げるができる。

これらの研究では、女性議員と男性議員の政策選好は全般的に異なり、女性議員の方が女性の地位向上、子育て、DV防止などの政策に関心をもちやすいこと、新自由主義やジェンダー・バックラッシュの影響を受けて女性候補者の政策表明の傾向が「女性」や「男女共同参画」を強調するものから「育児支援」を強調するものへと変化しつつあること、男性候補者であってもジェンダー・アピールをすることはあり得ること、などが指摘されている。

以上の先行研究は豊かな知見をもたらしたものといえるが、他方で、女性政策の推進要因の解明という点では課題が多いことも確かである。

第1に、ケーススタディによる検証では、当該事例についての一定の説明力は有するものの、知見の一般化という点においては弱点を有する。

第2に、アイデアや言説が重要な推進要因であったことは確かであったとしても、そのようなアイデアや言説を積極的に受容するアクター(とりわけ政治家)とは誰なのか、またなぜ当該アクターはそのようなアイデアや言説を積極的に受容するのか、については十分明らかになっていない。

第3に、議員サーベイによる定量的分析は、サーベイに回答した議員のみからの分析となっており、サンプルバイアスの問題が避けられない。加えて、議員の女性政策についての理念・願望・タテマエを反映した「意識」のみを扱っており、実際上の政策「行動」を扱っていない。しかし、いうまでもなく、個人の回答が特定化されない非公式なサーベイへの回答から測定される「意識」と実際の政治過程内における政治家の実際の「行動」との間にはズレが生じる。政策変化の要因を探るうえでは「行動」を見る方がより重要である。

第4に、辻(2010)は「政策表明」という実際の「行動」を扱っているものの、

対象が女性衆議院議員のみに限定されており、検証としては不十分である。他方、辻(2006-2007)では、男性議員も分析対象に含まれているものの、ケース数が限られた比較事例分析であるために、やはり検証としては不十分である。

第5に、量的データを扱った分析においても、性別と「意識」・「行動」の二変数間の関係を単純に見るものがほとんどであり、年齢、現職/新人、党派⁶⁾などの他の変数が「意識」・「行動」に与える影響を十分把握・統制していない。

第6に、先行研究は国政レベルの分析に集中しがちであり、地方政治レベルの分析は、竹安(2016)を除けば、ほとんど存在していない。しかし、女性政策が草の根レベルで支持され、推進されていくためには、地方政治レベルにも目を向ける必要がある。

2.3.2 諸外国を分析対象とした先行研究

日本以外の諸外国を分析対象とした先行研究では、議員や候補者を分析単位として、より体系的なマイクロデータを用いた検証が行われている。たとえば、Herrick(2016)は、アラスカ、コロラド、ミネソタの3つの州における州議会議員の選挙キャンペーン時のウェブサイトの情報を体系的に収集・分析し、「女性的」イシュー(高齢者、保健医療、教育、女性固有イシュー、中絶、家族、環境問題、公民権⁷⁾)は、女性候補者、対立候補に女性がいる候補者、民主党候補者において積極的に取り上げられる可能性が高いことを定量的分析によって実証した。同様に、Kahn(1993)は、米国連邦上院議員選挙時のテレビ広告の内容分析によって、またLason(2001)はペンシルベニア州議会議員の選挙キャンペーン用

6) 55年体制下の研究ではあるが、女性政策に対する積極的な「意識」は、自民党の議員に比べると社会党や共産党の議員の方が高いことを議員サーベイによって明らかにした研究として、日本女性学研究会教育者会議編(1984)がある。

7) 諸外国を分析対象とした先行研究では、女性政策単独では観察数が少なくなるという理由から、高齢者、教育、保健医療、中絶、家族、環境、人権などの諸政策とセットで「女性的」イシューと広くとらえ、経済や治安、安全保障などの「男性的」イシューと対比させて分析することが多いようである。

パンフレットの内容分析によって、それぞれ候補者の性別や所属政党の違いが「女性的」イシューを取り上げる頻度に有意な影響を及ぼすことを実証している⁸⁾。

米国における上記の検証結果を受けて、Enns-Jedenastik(2017)はオーストリア議会選挙時の各候補者が発表するプレスリリースの内容分析から同様の検証を行った。そこでは、オーストリア議会選挙においても改めて女性候補者の方が男性候補者に比べて「女性的」イシューを取り上げる頻度が高いことが確認されるとともに、候補者の所属政党における女性議員比率の違いが「女性的」イシューを取り上げる頻度に有意な影響を与えることが実証されている。つまり、所属政党のジェンダー・バランスが均等になればなるほど(女性議員比率が50%に近づくほど)、女性候補者が「女性的」イシューを取り上げる可能性はより少なくなることが示されており、Kanter(1977)が提起した tokenism 理論(女性が「マイノリティ」として目立ちやすい男性中心の環境下であるほど、女性はステレオタイプ化された「女性らしさ」を意識した振る舞いをする)の見立てが当てはまることが明らかにされている。

その他、諸外国を分析対象とした先行研究では、マクロデータを用いた検証も一部では行われている。稗田(2014)は、OECD加盟の先進国21カ国の40年分に及ぶ政権を単位としたデータから、政権の党派性が産休・育休制度の導入・拡充に影響を与えることを明らかにしている。稗田は政権の党派性を、(1)「左派—右派」の再分配政策をめぐる対立軸、(2)「リベラル—保守」の社会的価値をめぐる対立軸、の二次元でとらえ、「左派—保守」の党派性が産休・育休制度の導入・拡充に正の影響を与える可能性を指摘している。

8) 2000年と2002年の米国連邦下院議員選挙時の選挙キャンペーン用ウェブサイトの分析を行ったDolan(2005)は、候補者の性別が「女性的」イシュー取り上げ頻度に与える有意な影響は見られないことを報告している。

3. 本稿の分析課題と分析手法

3.1. 本稿の分析課題とその意義

以上の先行研究レビューを踏まえて、本稿では、日本の地方議会選挙時に有権者に配布される選挙公報のデータを用いた定量的分析を探索的に行うことによって、「どのような政治家が女性政策を推進するのか」を明らかにし、女性政策の推進要因をミクロレベルで解明することを主たる分析課題としたい。

このような本稿の分析課題が一定の意義を成すことは、以下の4つの理由から説明できる。

第1に、結局のところ政策推進に決定的な影響を与えるのは政治家の「行動」であり、その「行動」の規定要因を探究する作業はとりわけ重要であると考えられるからである。

第2に、選挙公報のデータはある程度体系的な収集・分析が可能であり、それと候補者属性情報などを組み合わせたデータセットによって、候補者の性別のみならず、年齢、党派性、当選回数、現職／新人、相手候補者の性別、選挙区定数、などが、「女性政策」表明に与える影響も、同時に分析できるからである。

第3に、ケーススタディに依らず、体系的なデータの定量的分析を行うことによって、一般化が可能な知見を得ることが可能になるからである。

第4に、先行研究が手薄な地方政治レベルの分析の蓄積に貢献することができるからである。

3.2. 本稿の分析手法とデータ

本稿では「どのような政治家が女性政策を推進するのか」を明らかにするために、地方議会選挙時に有権者に配布される選挙公報のデータを用いた定量的分析を行う。

選挙公報は、政治家が選挙において有権者の票を得るために行う、政策表明や

自己アピールの一手段である。政治家は通常、選挙公報以外にも、後援会活動、冠婚葬祭や祭りへの出席、演説会、業界団体とのつき合い、ポスター作成・掲示、はがき送付、チラシ配布、街頭演説、電話勧誘、街宣車での連呼など、さまざまな情報発信活動を行っている。選挙公報はあくまでそれらの内の一部にすぎない。また、選挙公報に「女性政策を推進します！」と書いたところで、政治家が実際にそのようなアクションを具体的に起こすかどうかは不確かである。

以上のような問題点はあるものの、選挙公報のデータを、政治家ごとの政策表明や特定政策へのコミットメント状況をとらえるための proxy として用いることには一定の意義とメリットがあると思われる。

第1に、選挙公報は、選挙管理委員会によって公式に発行・配布され、有権者が実際に接触し、選挙の判断材料とすることが比較的多い媒体であることから、政治家が重要視する政策表明・自己アピール手段であるからである。

第2に、選挙公報は公式の文書として広く公開され、選挙後も保存されることから、政治家もその内容の選定には真剣かつ慎重となり、書かれた内容は「公約」として一定のコミットメントが求められるものになるからである。

第3に、選挙公報の紙面スペースは一定の範囲で限られたものであるために、「政治家が何を重視するのか」を判断する材料として適しているからである。

第4に、当選して議員になった政治家だけではなく、立候補して落選した政治家の政策活動も広く分析対象に含めることができるからである⁹⁾。

なお、選挙公報を用いた議員の政策表明の分析は、品田(2000, 2001)、砂原・土野(2013)などの先行研究でも行われており、一定の信頼性が確保された分析手法となっている。

本稿が具体的に用いるデータは、2015年4月に執行された統一地方選挙における京都府・大阪府・兵庫県の3つの府県議会議員選挙、および京都市・大阪市・神戸市の3つの政令市議会議員選挙の候補者が作成し、各選挙管理委員会が実際に発

9) 以上の選挙公報を用いることの意義と問題点については、砂原・土野(2013: 99-101)の記述を参考にした。

行・配布した選挙公報である。一般市ではなく府県ないし政令市のデータを用いたのは、府県・政令市の方が政党の公認候補として立候補する者が多く、党派性変数を把握するうえで適していると考えたためである。なお、兵庫県議会議員選挙と京都府議会議員選挙の合計18(兵庫県17、京都府1)の選挙区では無投票当選となり、選挙公報が発行されていないため、それらの選挙区の候補者のデータは欠損扱いにしている。無投票当選者を除いた合計731名の候補者(内訳は、大阪府議会議員候補者182名、兵庫県議会議員候補者111名、京都府議会議員候補者98名、大阪府議会議員候補者140名、神戸市議会議員候補者106名、京都市議会議員候補者94名)が直接の分析対象となる。

各候補者が作成した選挙公報の記載内容から、「女性政策」の推進を表明したり、過去の実績として「女性政策」推進を取り上げたりしている場合には「1」を、とくに言及がない場合には「0」を、それぞれ割り振るコーディング作業を行った。具体例を示すと、「男女共同参画社会の実現」、「女性の社会進出を支援」、「女性の雇用拡大を」、「女性がいきいきと輝き活躍する社会」などは「1」とした。他方、「女性目線の政治」、「〇〇初の女性議員誕生を」など、「女性政策」推進との関連性が明確ではない場合は、たとえ「女性」のワードを使っていたとしても「0」とした。

「女性政策」言及の特徴を浮かび上がらせるための比較対象として、「保育所拡充政策(待機児童解消、病児保育、保育料値下げ含む)」、「子育て支援政策」、「若者(若年者)支援政策」、「NPO・ボランティア(市民活動・地域活動含む)政策」、「地元への利益誘導政策(具体性をもったインフラ・交通網整備、ハコモノ設置、バス運賃値下げや住宅リフォーム助成などのサービス提供など)」、「文化的右派政策(愛国心涵養、道徳教育、日本・郷土への誇り意識向上など)」などの諸政策についても、同様の手順でコーディングを行った。

さらに、女性政策推進態度・行動と、候補者にとっての業界団体や労働組合などの各種団体の「組織票」の重みとの関連性を分析するために、選挙公報に各種団体からの推薦情報を取り上げているかどうかも把握し、「各種団体推薦」言及

表1 変数の記述統計(1)

	度数	%	
性別	男性候補者	595	81.4
	女性候補者	136	18.6
年齢	20代	18	2.5
	30代	124	17.0
	40代	202	27.6
	50代	168	23.0
	60代	184	25.2
	70代	33	4.5
	80代	2	0.3
所属政党	自民	162	22.2
	共産	137	18.7
	維新(大阪維新の会・維新の党)	128	17.5
	公明	75	10.3
	民主	73	10.0
	その他・諸派	49	6.7
	無所属	107	14.6
現職/新人/元職	現職	372	50.9
	新人	328	44.9
	元職	31	4.2
立候補時における過去の当選回数	0回	329	45.0
	1回	136	18.6
	2回	89	12.2
	3回	76	10.4
	4回以上	101	13.8
選挙区定数	定数1	107	14.6
	定数2	134	18.3
	定数3	124	17.0
	定数4	60	8.2
	定数5	94	12.9
	定数6以上	212	29.0
同一選挙区での立候補に女性がいるかどうか	対立候補に女性あり	476	65.1
	対立候補に女性なし	255	34.9
選挙結果	当選	439	60.1
	落選	292	39.9

表2 変数の記述統計(2)

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
年齢	731	25	84	50.966	11.852
選挙区定数	731	1	12	4.353	2.890
過去の当選回数	731	0	11	1.495	1.948
得票マージン	731	-0.475	0.280	-0.051	0.099
「女性政策」言及	731	0	1	0.134	0.341
「保育所拡充政策」言及	731	0	1	0.235	0.425
「子育て支援政策」言及	731	0	1	0.373	0.484
「若者支援政策」言及	731	0	1	0.182	0.386
「NPO・ボランティア政策」言及	731	0	1	0.044	0.205
「地元への利益誘導政策」言及	731	0	1	0.525	0.500
「文化的右派政策」言及	731	0	1	0.037	0.189
「各種団体推薦」言及	731	0	1	0.181	0.385

のダミー変数も作成した。「各種団体推薦」が「1」の候補者は、「0」の候補者に比べて、各種団体の「組織票」を重く見ている候補者である、と考えることができる。

以上の各候補者の選挙公報の掲載内容から作成した諸変数に加えて、各選挙管理委員会の選挙結果調の資料、読売新聞社および神戸新聞社の統一地方選挙開票結果ウェブサイト¹⁰⁾、各議会公式ウェブサイト、各政党・各候補者のウェブサイトなどに掲載されている情報から、各候補者の氏名、性別、年齢、所属政党、現職/新人/元職の区別、得票マージン([得票数 - droop quota] ÷ 選挙区の有効

10) 読売新聞統一地方選挙2015開票結果(<http://www.yomiuri.co.jp/election/local/2015/kaihyou/>)、同2011開票結果(<http://www.yomiuri.co.jp/election/local/2011/kaihyou/>)、同2007 (http://www.yomiuri.co.jp/election/local2007/f_kaihyou/)、神戸新聞統一地方選2015 (<https://www.kobe-np.co.jp/news/senkyo/2015/touitsu/hyogokengi/>)。いずれもアクセス日は2017年8月31日。

投票総数)、選挙での当落状況、立候補時における過去の当選回数、各候補者が属する選挙区の定数、同一選挙区に対立候補に女性候補者がいるかどうか、などの変数も作成し、データセットを構築した。

本稿で用いる諸変数の記述統計は表1、表2のとおりである。以下では、このデータセットを用いて、「どのような政治家が女性政策を推進するのか」を探索的に分析していきたい。

4. 分析結果

4.1. 女性政策の優先順位

地方政治家にとって、女性政策はその他の政策と比べてどの程度優先順位が高い政策なのだろうか。この点を確認したのが、図3である。

「女性政策」推進に言及した候補者はサンプル全体の13.4%にとどまっている。

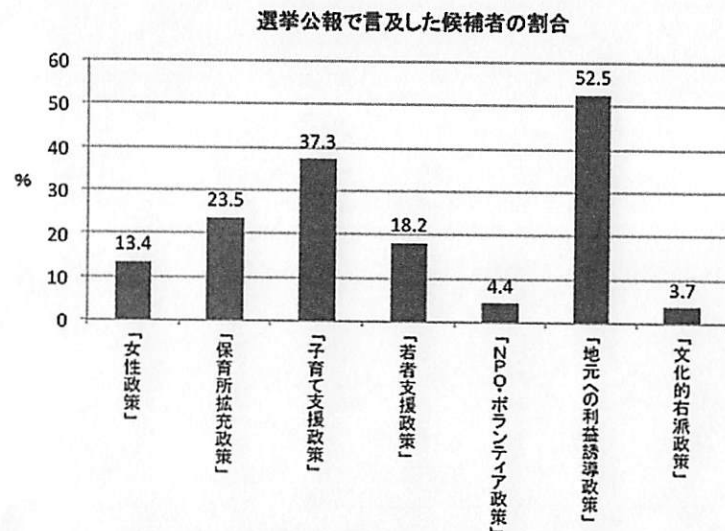


図3 その他の政策と比較した女性政策の優先順位

多くの候補者は選挙公報で女性政策推進を掲げていない。「女性政策」は、「NPO・ボランティア政策」や「文化的右派政策」よりは優先順位の高い政策といえるものの、「地元への利益誘導政策」、「子育て支援政策」、「保育所拡充政策」、「若者支援政策」に比べると、その優先順位は低いといえる。

これは、堀江(2005: 3)が「実際に政治を動かしているアクターのほとんどにとっては、『女性』イシューはきわめてマイナーなテーマである」と指摘したことと一致する結果である。また、近年は「女性」や「男女共同参画」よりは「育児支援」の方が強調されやすい傾向があることを女性議員の政策表明の分析から明らかにした辻(2010)の主張とも整合的な結果といえる。

「保育所拡充政策」や「子育て支援政策」は、広義には「女性的」イシューととらえることができ、女性のエンパワーメントに役立つ部分が皆無とまではいえない。しかし、それらは必ずしも男女共同参画社会の実現を直接的に目指す政策とはいえず、むしろ「男性稼ぎ手モデル」を支持する者にとっても受容できる政策であり、場合によっては男性優位社会を温存するための「弥縫策」として利用されることもあり得る¹¹⁾。

「女性政策」への言及と「保育所拡充政策」や「子育て支援政策」への言及の関係をみたものが表3と表4である(表中の%はサンプル全体に占める割合)。これらを見ると、「女性政策」への言及と「保育所拡充政策」や「子育て支援政策」への言及は必ずしも相関しているわけではないことがわかる。「女性政策」は言及しないが「保育所拡充政策」は言及する候補者が全体の19.3%、同じく、「女性政策」は言及しないが「子育て支援政策」は言及する候補者が30.4%、それぞれ存在している。ここから、「女性政策」と「保育所拡充政策」や「子育て支援政策」とでは、政策の担い手となる政治家の属性等も異なることが推測される。

11) 筆者は子供の送り迎えで保育所をたびたび訪れるが、その現場観察の限りでは、実際の送り迎えを担っているのは圧倒的に女性が多い。また、子育て支援サークルなどの運営者や参加者もほとんどが女性である。これらの状況を踏まえると、「保育所拡充政策」や「子育て支援政策」だけでは、男女共同参画社会を実現することが困難であることは明白であろう。

表3 「女性政策」言及と「保育所拡充政策」言及の関係

		「保育所拡充政策」	
		言及なし	言及あり
「女性政策」	言及なし	67.3%	19.3%
	言及あり	9.2%	4.2%

表4 「女性政策」言及と「子育て支援政策」言及の関係

		「子育て支援政策」	
		言及なし	言及あり
「女性政策」	言及なし	56.2%	30.4%
	言及あり	6.4%	7.0%

この点は、後段で行われる多変量分析によって、再度確認したい。

4.2. 候補者の属性と「女性政策」言及の関係

性別、年齢、現職／新人／元職の区別、所属政党、府県会議員候補／市会議員候補の区別、などの候補者の属性と「女性政策」への言及との間にはどのような関係が見られるのであろうか。その点を確かめたのが図4である。以下に示す5つの傾向が確認できる。

第1に、多くの先行研究でも指摘されていたように、男性候補者に比べると、女性候補者の方が、「女性政策」に言及する割合が多い。女性候補者は男性候補者の約3倍の言及率である。もっとも、男性候補者であっても9.7%は「女性政策」に言及しているのであり、女性政策の推進主体は女性政治家に限られない、という点は改めて確認しておくべきだろう。

第2に、70代以上の候補者を除き、基本的には年齢が高いほど「女性政策」への言及率は上昇する。詳細な結果は割愛するが、「子育て支援政策」では20代や

「女性政策」に言及した候補者の割合%

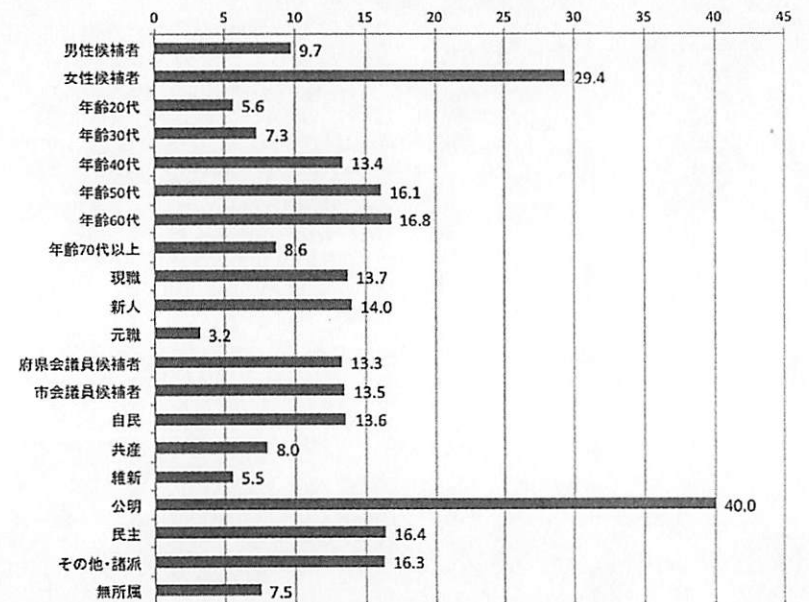


図4 候補者の属性と「女性政策」言及の関係

30代の候補者の方が、40代以上の候補者よりも言及率が高いことと併せて考えると、辻(2010)が指摘したように、「女性政策」忌避の近年の傾向が影響して、若年の地方政治家の間では「女性政策」は「不人気」となりつつあるのかもしれない。

第3に、現職候補者と新人候補者との間では、「女性政策」への言及率には大きな差は見られない。他方、元職候補者では「女性政策」への言及がなされることはきわめて少ない。

第4に、府県会議員候補者と市会議員候補者の間では、「女性政策」への言及率に大きな差は見られない。

第5に、所属政党の違いは、「女性政策」への言及率に大きな影響を及ぼしている。公明党所属の候補者では、「女性政策」への言及率は40.0%であるのに対し、

維新所属の候補者では5.5%であり、大きな差が存在する。その他、自民党所属の候補者は13.6%、共産党所属の候補者は8.0%、民主党所属の候補者は16.4%、その他・諸派所属の候補者は16.3%、無所属の候補者は7.5%となっている。

先行研究でも指摘されてきたように、党派性によって女性政策推進態度・行動は強く規定されること、および保守的イデオロギーをもつ維新所属候補者では女性政策推進態度・行動は弱いことが本稿においても改めて確認された。

他方で興味深いのは、共産党所属候補者の「女性政策」言及率の低さである。左派政党である共産党は、イデオロギー的に考えれば女性政策推進態度・行動が強いことが予測される。しかし、本稿のデータからはそのような予測は支持されなかった。この共産党所属候補者の「女性政策」言及率の低さの原因は、Ennsner-Jedenastik(2017)が tokenism 理論に基づきオーストリア議会において実証したように、「党内の女性候補者比率の多さ」によって説明できるかもしれない。つまり、女性の共産党所属候補者は、自党内の女性比率がとくに多い¹²⁾ために、かえって「女性」性を自己アピールの手段として意識することが希薄となり、結果的に女性政策へのコミットメントが弱くなってしまっているのかもしれない。

4.3. 選挙環境と「女性政策」言及の関係

候補者は選挙で当選することを至上命題として考え、そのための得票戦略の一環として選挙公報の内容を決定する。それゆえ、候補者が選挙戦を戦い抜く「環境」の違いが、得票戦略に影響を与え、ひいては選挙公報の内容決定に影響を与える、という可能性が考えられる。

本稿では、候補者の選挙環境として、選挙区定数、同一選挙区内の女性対立候補の有無、「選挙の強さ(過去の当選回数を代理変数とする)」、「組織票」の重み(「各種団体推薦」言及の有無)、という4つの変数に着目し、それらと「女性政策」

12) 本稿のデータでは、各党の女性候補者比率は以下のとおりである。自民8.0%、共産41.6%、維新10.9%、公明14.7%、民主20.5%、その他・諸派24.5%、無所属13.0%。共産党所属候補者の女性比率は群を抜いて高いといえる。

「女性政策」に言及した候補者の割合%

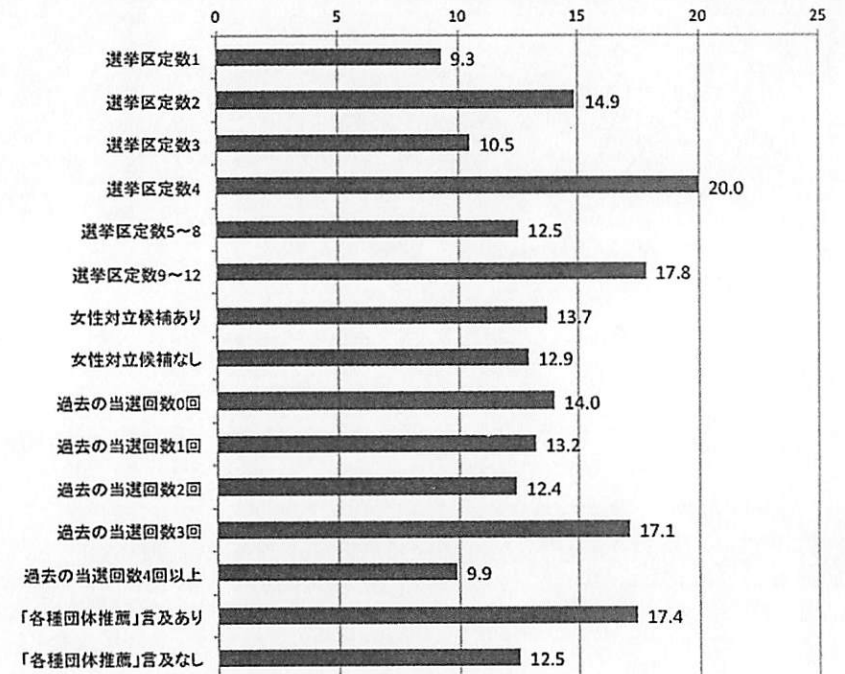


図5 選挙環境と「女性政策」言及の関係

言及との関係を分析した。分析結果は図5に示すとおりである。

まず、選挙区定数の違いについて見れば、明確な傾向性はうかがえないものの、定数1や定数3の選挙区に属する候補者に比べると、定数4や定数9~12の選挙区に属する候補者の方で、やや「女性政策」言及率が高いことがわかる。

ただし、一般的に選挙区定数が大きくなるほど、女性候補者・議員の割合が多くなる傾向がある(Krook and Schwindt-Bayer 2013)ことを踏まえると、この分析結果だけでは、選挙区定数の効果なのか、女性候補者の多さの効果なのかを識別することは困難である。

つぎに、同一選挙区内の女性対立候補の有無について見ると、女性対立候補が

いる場合とない場合で、「女性政策」言及率に大きな差はないことがわかる。米国の地方選挙を扱った Herrick (2016) では確認された女性対立候補の有無の効果が、本稿において確認されないのは、日本の地方議会選挙では米国のような完全小選挙区制がとられておらず、特定の対立候補を強く意識せざるを得ない環境ではないことが影響しているのかもしれない。

第3に、立候補時における過去の当選回数で測られる各候補者の「選挙の強さ」について見てみると、過去の当選回数が4回以上の「選挙に強い」候補者においては、「女性政策」への言及率がやや少ないことがわかる。無論、過去の当選回数は年齢や候補者の性別とも相関しているため、この結果は疑似相関である可能性も高い。「選挙の強さ」が「女性政策」への言及に負の影響を与えているのかどうかは、後段で行う多変量解析の結果を踏まえて判断すべきであろう。

最後に、選挙公報における「各種団体推薦」言及の有無によって測られる各候補者にとっての「組織票」の重みについて見ると、「各種団体推薦」言及がある候補者の方が、「各種団体推薦」言及がない候補者よりも、やや「女性政策」への言及率が多いことがわかる。これは、組織票の獲得が期待できる候補者ほど、得票戦略上のことをあまり考えずに自らの政治理念に忠実にしたがって「女性政策」推進を打ち出しやすいから、なのかもしれない。ただし、この結果も、所属政党の違い、選挙区定数の影響が反映された疑似相関の可能性が残るため、後段で行う多変量解析の結果を踏まえてから真偽を判断すべきであろう。

4.4. 多変量解析による検証

以上に見た単純な二変数間の関係は、多変量解析においても確認され得るものなのだろうか。以下では、「女性政策」への言及の有無を従属変数とする二項ロジスティック回帰を行うことにより、どの変数が真に「女性政策」への言及を規定する要因なのかの特定を行う。

表5に示されるように、女性候補者が男性候補者よりも「女性政策」に言及する可能性が有意に高いことは、年齢、現職／新人／元職の区別、党派性などのそ

表5 二項ロジスティック回帰による検証

	従属変数: 「女性政策」言及	従属変数: 「保育所拡充政策」言及	従属変数: 「子育て支援政策」言及
(ベースカテゴリ:男性候補者)			
女性候補者	1.775 *** (.290)	.551 * (.299)	.282 (.217)
年齢	.029 * (.013)	-.009 (.010)	-.020 * (.009)
(ベースカテゴリ:新人)			
現職	-.404 (.383)	.128 (.290)	-.275 (.237)
元職	-1.251 (1.060)	.094 (.472)	-.153 (.427)
(ベースカテゴリ:府県会議員候補者)			
市会議員候補者	-.220 (.300)	1.171 *** (.235)	.234 (.196)
(ベースカテゴリ:自民候補者)			
種新候補者	-1.035 * (.479)	-.649 + (.392)	-.503 + (.265)
公明候補者	1.402 *** (.367)	.661 + (.360)	.590 * (.297)
共産候補者	-1.859 *** (.473)	1.438 *** (.314)	-.598 * (.277)
民主候補者	-.324 (.489)	.576 (.400)	.340 (.336)
その他・諸派候補者	-.350 (.515)	.076 (.452)	-1.172 ** (.402)
無所属候補者	-1.078 * (.476)	.353 (.346)	.133 (.268)
選挙区定数	.055 (.055)	-.061 (.043)	.066 + (.037)
(ベースカテゴリ:女性対立候補なし)			
女性対立候補あり	-.158 (.288)	.061 (.228)	-.112 (.189)
過去の当選回数	-.097 (.108)	-.015 (.080)	.105 (.066)
(ベースカテゴリ:「各種団体推薦」言及なし)			
「各種団体推薦」言及あり	.347 (.346)	.348 (.269)	.194 (.244)
(定数)	-3.212 *** (.749)	-1.796 ** (.582)	.222 (.470)
N	731	731	731
-2対数尤度	470.924	703.029	912.648
Nagelkerke R ²	.246	.183	.096

***p < .001, **p < .01, *p < .05, +p < .10

偏回帰係数(括弧内は標準誤差)。

他の変数の影響を統制したうえでなお確認できる傾向のようである。また、年齢の効果についても係数が正で有意であり、年齢が高ければ高いほど「女性政策」に言及する可能性が高いことが確認される。同様に、党派性についても、自民党所属候補者に比べて、公明党所属候補者は「女性政策」に言及する可能性がより高く、共産党所属候補者、維新所属候補者、無所属候補者はより低いことが確認される。

他方、現職／新人／元職の区別、府県会議員候補者／市議員候補者の区別、選挙区定数、女性対立候補の有無、過去の当選回数、「各種団体推薦」言及の有無などの変数が「女性政策」への言及に対して有意な影響を与えていることは、本稿のデータからは確認できなかった。

以上のように、「女性政策」への言及に正の影響を与える変数として、女性候補者であること、年齢が高いこと、公明党所属候補者であること、および負の影響を与える変数として、維新所属ないし共産党所属候補者であること、無所属候補者であることが本稿のデータから確認された。

では、これらの規定要因は、女性政策と親和性が高いと想定される保育所拡充・子育て支援政策においても、同じような影響力を有しているのだろうか。この点についても調べてみたところ、表5に示されるように、「保育所拡充政策」や「子育て支援政策」では、「女性政策」で見られた傾向が必ずしも当てはまるわけではないことが確認された。具体的には、「保育所拡充政策」では、市議員候補者であること、共産党所属候補者であることが、有意な正の影響を与えており、「子育て支援政策」では、年齢が有意な負の影響を、選挙区定数が有意な正の影響を与えていること、また女性候補者であることが有意な影響を与えていないことがわかった。ここから、女性政策を推進しようとする政治家の属性や得票戦略上の思惑と、保育所拡充・子育て支援政策を推進しようとする政治家の属性や得票戦略上の思惑は、必ずしも一致しているわけではなく、別々のものであることが推測される。

4.5. 「女性政策」への言及は選挙結果にどのような影響を及ぼすのか

「女性政策」への言及は、選挙結果にどのような影響を及ぼしているのだろうか。最後に、この点についても補論的に確認しておこう。

表6に示されるように、「女性政策」に言及した候補者の方が、言及しなかった候補者よりも、得票マージンや当選者の割合が多いことがわかる。しかし、t検定を行った結果、この差は統計的に有意ではない。つまり、「女性政策」に言及するかどうかで得票や当選確率が大きく左右される、とは本稿のデータからはいえない。

表6 「女性政策」言及と選挙での得票・当選の関係

	得票マージン	当選者の割合%
「女性政策」言及あり(N=98)	-0.0447	66.3
「女性政策」言及なし(N=633)	-0.0517	59.1
「地元への利益誘導政策」言及あり(N=384)	-0.0425	65.4
「地元への利益誘導政策」言及なし(N=347)	-0.0600	54.2

比較の対象として、「地元への利益誘導政策」への言及の有無と得票マージンや当選者の割合との関係も見てみると、こちらでは統計的に有意な差を確認することができた。つまり、「地元への利益誘導政策」への言及が得票や当選確率を高める可能性が推測される。

詳細な結果は割愛するが、「女性政策」言及が得票マージンや当選確率に有意な影響を与えないこと、および「地元への利益誘導政策」言及がそれらに有意な影響を与えることは、性別、年齢、現職／新人／元職の区別、党派性、府県会議員候補者／市議員候補者の区別、過去の当選回数、選挙区定数などの他変数の影響を統制した多変量解析の結果からも確認できる。

以上を踏まえると、候補者にとって、得票や当選確率を高める効果が期待でき

ない「女性政策」の優先順位が、得票や当選確率を高める効果が期待できる「地元への利益誘導政策」よりも低くなってしまふのは、ある意味で当然の結果といえるのかもしれない。

5. 結論と今後の課題

本稿では、地方議会選挙における立候補者を分析単位とし、有権者に配布される選挙公報のデータを用いた定量的分析を行うことによって、「どのような政治家が女性政策を推進するのか」というリサーチ・クエスチョンにマイクロレベルからの解答を与えることを試みてきた。

具体的には、2015年4月に執行された統一地方選挙における京都府・大阪府・兵庫県の3つの府県議会議員選挙、および京都市・大阪市・神戸市の3つの政令市議会議員選挙の候補者計731名が作成した選挙公報の情報から、女性政策推進態度・行動の指標となる「『女性政策』への言及の有無」という変数を作成し、それが候補者の属性や選挙環境要因などの変数とどのような関係にあるかを探索的に分析し、その分析結果から女性政策の推進要因を探究してきた。

本稿の分析によって得られた知見のうち、重要なものを改めて列挙すると、以下の7点となる。

(1)選挙公報で「女性政策」に言及した候補者は、全体の13.4%にとどまる。多くの地方議会選挙候補者にとって、女性政策は優先度の低い政策であることが推測される。

(2)男性候補者に比べると、女性候補者の方が、「女性政策」に言及する割合が多い。これは、年齢、現職／新人／元職の区別、党派性などのその他の変数の影響を統制したうえでもなお確認できる傾向である。概して、女性政治家の方が女性政策推進に積極的であることが推測される。

(3)年齢が高い候補者の方が、年齢の低い候補者よりも、「女性政策」に言及する割合が多い。年齢が高い政治家の方が、女性政策推進に積極的であることが推測される。

(4)公明党所属候補者は「女性政策」に言及する割合が多い。他方、維新所属候補者や共産党所属候補者では「女性政策」に言及する割合が少ない。党派性は政治家の女性政策推進態度・行動と強く関係していることが推測される。

(5)候補者を取り巻く選挙環境要因である選挙区定数、同一選挙区内の女性対立候補の有無、「選挙の強さ」、「組織票」の重みなどが、「女性政策」への言及に与える影響は、本稿のデータからは確認されない。

(6)「女性政策」での傾向と異なり、「保育所拡充政策」では、市議会議員候補者であること、共産党所属候補者であることが、有意な正の影響を与えており、「子育て支援政策」では、年齢が有意な負の影響を、選挙区定数が有意な正の影響を与えている。女性政策を推進しようとする政治家の属性や得票戦略上の思惑と、保育所拡充・子育て支援政策を推進しようとする政治家の属性や得票戦略上の思惑は、必ずしも一致しているわけではなく、別々のものであることが推測される。

(7)「女性政策」への言及の有無で、候補者の選挙における得票や当選確率に有意な差が見られるわけではない。他方、「地元への利益誘導政策」への言及の有無では有意な差が見られる。地方議会選挙の候補者にとって、女性政策推進を掲げることが得票戦略上のメリットをもたらすものになっていない可能性が推測される。

本稿の知見から改めて確認できるのは、女性政策のマイナー性であろう。女性政策推進を積極的に掲げる政治家は、女性、高齢、公明党所属など、一部の属性をもつ者に限定されがちである。広範な拡がりをもつ動きとは言えない。加えて、

政治家の得票戦略上で女性政策推進を謳うことが特段メリットを有するわけでもないために、政治家が女性政策推進を積極的に行うインセンティブが乏しい状況にあることもうかがえる。有権者が男女共同参画社会の実現を真に望むのであれば、女性政策推進を積極的に掲げる政治家への評価をもっと高める必要があるし、そのような政治家への投票を盛んにしていく必要があるといえよう。

最後に、残された課題について2点ほど指摘しておきたい。

第1に、本稿の分析は、あくまで1時点における6つの地方議会選挙のデータを用いた試論的な域を出ないものであり、より包括的なデータによる再検証が必要である。とくに、本稿では都市部の府県議会議員選挙および政令市議会議員選挙のみしか扱えなかったが、農村部や一般市における地方議会議員選挙でも同様の知見が確認されるのかは、今後の検証課題として重要であろう。

第2に、本稿の分析では、人口集中地区人口(DID)比率や高齢者比率などの選挙区属性の諸変数を十分取り込めなかったために、それらを踏まえた再分析が必要である。その際、方法論的にはマルチレベル分析を行っていくことが適切といえよう。

[付記] 本稿のデータセット作成にあたり、元坂本ゼミ生の堀川駿弥氏(大阪大学大学院生)と寺下和宏氏(立命館大学大学院生)の助力を得た。記して感謝申し上げたい。無論、残された不備はすべて筆者の責任に帰する。なお、本稿の一部は、JSPS 科研費26780098の助成を受けて行った研究の成果から成っている。

参考文献

- 岩本美砂子. 2007. 「日本における女性政策ナショナルマシナリーの分析—『無私・無謬の官僚』神話と女性政策マシナリーの困難」『三重大学法経論叢』24巻2号: 1-40.
- 大山七穂. 2016. 「女性議員と男性議員は何が違うのか」三浦まり編『日本の女性議員—どうすれば増えるのか』朝日新聞出版: 217-270.
- 神崎智子. 2009. 『戦後日本女性政策史—戦後民主化政策から男女共同参画社会基本法まで』明石書店.

- ゲルブ、ジョイス(相内真子訳). 2005. 「女性政策とアドヴォカシー・グループ—アメリカ合衆国の場合—」『人間福祉研究』8号: 289-299.
- 品田裕. 2000. 「90年代日本の選挙公約」水口憲人・北原鉄也・久米郁男編『変化をどう説明するか: 政治篇』木鐸社: 147-171.
- 品田裕. 2001. 「地元利益指向の選挙公約」『選挙研究』16号: 39-54.
- 進藤久美子. 2004. 『ジェンダーで読む日本政治—歴史と政策』有斐閣.
- 砂原庸介・土野レオナード・ビクター賢. 2013. 「地方政党の台頭と地方議員候補者の選挙戦略—地方議会議員選挙公報の分析から—」『レヴァイアサン』53号: 95-116.
- 竹安栄子. 2016. 「地方の女性議員たち」三浦まり編『日本の女性議員—どうすれば増えるのか』朝日新聞出版: 271-314.
- 辻由希. 2006-2007. 「選挙キャンペーンにみるジェンダーと政治—衆議院選挙候補者の有権者認識、選挙戦略、ジェンダー・アピールの比較分析—(一)(二)(三・完)」『法学論叢』160巻2号: 56-88, 161巻3号: 72-108, 161巻4号: 94-119.
- 辻由希. 2010. 「ジェンダーと代表/表象(representation)—『月刊自由民主』と衆議院選挙公報にみる女性の政治的代表—」『年報政治学』61巻2号: 127-150.
- 辻由希. 2012. 『家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治』ミネルヴァ書房.
- 辻由希. 2015. 「安倍政権と女性政策」『法学論叢』176巻5・6号: 348-379.
- 筒井淳也. 2015. 『仕事と家族—日本はなぜ働きづらく、産みにくいのか』中央公論新社.
- 日本女性学研究会教育者会議編. 1984. 『国会議員の男女平等観』さんえい出版.
- 坂東眞理子. 2009. 『日本の女性政策—男女共同参画社会と少子化対策のゆくえ』ミネルヴァ書房.
- 稗田健志. 2014. 「左派・右派を超えて?—先進工業21カ国における育児休業制度の計量分析—」『レヴァイアサン』55号: 87-117.
- 堀江孝司. 2005. 『現代政治と女性政策』勁草書房.
- 牧原出. 2005. 「日本の男女共同参画の制度と機構—『フェモクラット・ストラテジー』の視点から」辻村みよ子・稲葉馨編『日本の男女共同参画政策—国と地方公共団体の現状と課題』東北大学出版会: 51-68.
- 三浦まり編. 2016. 『日本の女性議員—どうすれば増えるのか』朝日新聞出版.
- 三浦まり・衛藤幹子編. 2014. 『ジェンダー・クォーター—世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書房.
- 御巫由美子. 1999. 『女性と政治』新評論.
- 横山文野. 2002. 『戦後日本の女性政策』勁草書房.
- 李芝英. 2005. 「日本における女性政策のパラダイムの変化」『公共政策研究』5号: 166-178.

Dolan, Kathleen. 2005. Do Women Candidates Play to Gender Stereotypes? Do Men Candidates

- Play to Women?: Candidate Sex and Issues Priorities on Campaign Websites. *Political Research Quarterly* 58(1): 31-44.
- Enns-Jedenastik, Laurenz. 2017. Campaigning on the Welfare State: The Impact of Gender and Gender Diversity. *Journal of European Social Policy* 27(3): 215-228.
- Herrick, Rebekah. 2016. Gender Themes in State Legislative Candidates' Websites. *Social Science Journal* 53: 282-290.
- Kahn, Kim Fridkin. 1993. Gender Differences in Campaign Messages: The Political Advertisements of Men and Women Candidates for U. S. Senate. *Political Research Quarterly* 46(3): 481-502.
- Kanter, Rosabeth Moss. 1977. Some Effects of Proportions on Group Life: Skewed Sex Ratios and Responses to Token Women. *American Journal of Sociology* 82(5): 965-990.
- Krook, Mona Lena and Leslie Schwindt-Bayer. 2013. Electoral Institutions, in Georgina Waylen, Karen Celis, Johanna Kantola, and S. Laurel Weldon eds. *The Oxford Handbook of Gender and Politics*. Oxford University Press: 554-578.
- Lason, Stephanie Greco. 2001. "Running as Women"? A Comparison of Female and Male Pennsylvania Assembly Candidates' Campaign Brochures. *Women & Politics* 22(2): 107-124.

第3章 市議会の審議時間

石橋 章市朗

目次

1. はじめに
2. 問題の所在
3. データの収集
4. 市議会の審議状況
5. 審議時間の分析
6. まとめと今後の課題

1. はじめに

本稿は、大阪府内に33ある市議会の審議時間を調査、分析し、その結果をまとめたものである。公開される議会審議は、いうまでもなく議会のもっとも基礎的な活動の1つである。近年の地方議会の研究は、どちらかといえば議会の議決作用に注目したものが多(曾我・待鳥 2007; 砂原 2011)。だが築山(2013)のように、都道府県議会の審議機能に焦点をあて、議会の与党化や多党化が審議時間に影響することを明らかにした研究も行われている。それは、地方議会が議案の審議のためにどれだけの時間を費やしているのか、そして地方議会の間で審議時間はどのくらいばらつくのか、また同じ議会であっても、年によってどの程度変動するのかといった基本的な問いの多くが未解明のままだとされるからである(同上: 86-87)。

それでは市議会はどうだろうか。おそらく、選挙区の定数や議会の政党化の状況が異なるため、都道府県議会についての知見が、そのまま市議会に当てはまるとは限らないのではないだろうか。そこで本稿では、2011年から2014年というご